

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 16 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～3

消防総務課

## 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

大磯町消防団組織の見直しについての答申に基づき、第12分団の管轄する地区の見直しを行い、石神台地区を管轄することになったため、現行の割当て人数から他の分団の割当て人数と平準化を図るため、団員定数を改めるとともに、大学生等の消防団への加入促進を図るため、団員の任用資格について改正をするものです。

### ○ 改正内容

- 1 団員の定数を「184人」とします。（第2条関係）
- 2 団員の任用資格に「当該消防団の区域内に通学する者」を追加します。（第3条関係）
- 3 大磯町公用文に関する規程の規定に基づき、用字及び用語を整理します。（第3条～第6条、第9条、第11条、第13条関係）

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>184人</u>とする。 (任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は<u>消防団</u>の推薦に基づき町長が、その他の団員は<u>団長</u>が、次の各号の<u>いずれにも該当する者</u>のうちから任用する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、<u>勤務し、又は通学する者</u> (2)・(3) 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、団員となることができない。 (1) 省略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 省略 (4) <u>6か月</u>以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限)</p> <p>第5条 団長は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。 (1) 省略 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪えない</u>場合 (3)・(4) 省略</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条各号(第3号を除く。)のいずれかに</u>該当するに至ったとき。 (2) <u>第3条第1号に掲げる者でなくなったとき。</u> (懲戒)</p> <p>第6条 団長は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令、<u>条例</u>又は規則に違反したとき。 (2)・(3) 省略</p>	<p>第1条 省略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>183人</u>とする。 (任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、<u>消防団</u>の推薦に基づき町長が、その他の団員は、<u>団長</u>が、次の各号の<u>資格を有する者</u>のうちから任用する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、<u>又は勤務する者</u> (2)・(3) 省略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、団員となることができない。 (1) 省略 (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 省略 (4) <u>6箇月</u>以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限)</p> <p>第5条 団長は、団員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。 (1) 省略 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>場合 (3)・(4) 省略</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条第3号を除く各号の一に</u>該当するに至ったとき。 (2) <u>当該消防団の区域外に転任し、又は転勤したとき。</u> (懲戒)</p> <p>第6条 団長は、団員が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令<u>並びに</u>条例又は規則に違反したとき。 (2)・(3) 省略</p>

改正案	現行
<p>2 停職は<u>1か月</u>以内の期間を定めて行う。</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p>第9条 団員は、<u>10日</u>以上居住地を離れるときは、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>又は</u>著しくその活動能率を低下させる等の集团的活動を行ってはならない。</p> <p>第12条 省略 (費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>費用弁償として出動1時間につき570円</u>を支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第14条～第16条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>2 停職は<u>1箇月</u>以内の期間を定めて行う。</p> <p>第7条・第8条 省略</p> <p>第9条 団員<u>であつて10日</u>以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、<u>若しくは</u>著しくその活動能率を低下させる等の集团的活動を行ってはならない。</p> <p>第12条 省略 (費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>次により費用弁償</u>を支給する。 <u>(1) 出動1時間につき 570円</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第14条～第16条 省略</p> <p>別表 省略</p>